

2008年9月8日

きらやか銀行不当労働行為救済申立事件

全面勝利和解成立にあたって

金融労連殖産銀行従業員組合
全国金融労働組合連合会
金融労連東北地方協議会
殖産従組弁護団

本日、山形県労働委員会において、株式会社きらやか銀行（以下、「銀行」という）と金融労連殖産銀行従業員組合（以下、「組合」という）は和解協定を締結し、「きらやか銀行不当労働行為救済申立事件」について全面勝利和解が成立しました。

和解協定書では、主に次の3点がうたわれています。

- ①銀行は、殖産従組員に対して脱退を慫慂するなどの不当労働行為を行ったことを認め謝罪するとともに、今後はこのような行為を一切行わないことを誓約する。
- ②銀行は、不当労働行為によってきらやか従組加入を余儀なくされた組合員について、所属組合が明確になるまではきらやか従組の組合費のチェックオフを停止する。
- ③銀行は、組合が被った損害に対し解決金を支払う。

本不当労働行為事件は、07年5月のきらやか銀行誕生の前段、合併準備作業がピークに達する中で起きました。銀行は、賃金体系の一本化と大幅リストラを狙いとする「新人事制度」を提案し、「従業員の継続雇用のため」として私たちに合意を迫りました。「新人事制度」の中身は、旧殖産銀行従業員のうち、率にして4人のうち3人の割合で給料が下がり、さらに5人のうち2人は5万円以上も下がるというもので、その上、2年間はボーナスをいっさい支給しないというのでは、死活問題であり到底納得できるものではありませんでした。

私たちは、生活を守るため粘り強く交渉し銀行に譲歩を求めました。しかし、あろうことか、そんな私たちの正当な要求を踏み潰すかのように、銀行は言いなりになる新組合を作り、「新人事制度」強行に反対する殖産従組の「組合つぶし」を行ってきました。

私たちは「組合つぶし」の不当労働行為中止を何度も求めましたが、銀行はやめようとしなかったため、昨年5月15日、山形県労働委員会に対し「不当労働行為救済申立」を行いました。

昨年7月から11月まで4回の委員調査と、12月から今年5月まで6回の審問が開催され、上部団体の金融労連、同東北地協をはじめ全国のなかま、地域からは山形県労連のなかまなど、延べ6百人以上が支援に駆けつけました。また、委員調査は当初非公開でしたが、組合と弁護団の強い要望で2回目以降は公開され、委員調査の公開に途をつけました。

審問では組合員が自らの危険も顧みず勇気ある証言を行うなかで、銀行が予約した会場で、発起人たちの会合が開催され、会場費・飲食費・宿泊費を銀行が支払っていたこと、「組合つぶし」計画書が実在しそのとおり実行されていたこと等が明らかになり、不当労働行為の事実が白日のもとにさらけ出されました。

こうした多くのなかまたちの支援と激励、金融労連、同東北地協、弁護団、殖産従組員の奮闘によって今回の全面勝利和解が成立しました。昨今、企業の社会的責任やコンプライアンスが強く求められる一方、企業の「横暴」によって様々な問題が引き起こされているなかで、多くのなかまとともに勝利することができたのは社会的にも大きな意味を持つと考えます。

最後に、ご支援をいただいたみなさま、解決のためご尽力いただいた山形県労働委員会に対し心からお礼を申し上げますとともに、雇用と生活の安定、労働条件の維持・向上、と同時に、顧客を大事にし、地域に貢献する「きらやか銀行」をめざしていっそう奮闘していく決意を申し上げ、和解解決にあたっての声明といたします。